

令和 2 年第 2 回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第2回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 令和2年2月25日(火)午後1時29分から午後3時02分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 庁議室
- 3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
  1. 農家相談日について
  2. 使用貸借権の合意解約について
  3. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
  4. 利用権設定の合意解約による通知について
  5. 非農地証明願について
  6. 形状変更届出について
- 6 議事
  - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
  - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
  - 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
  - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
  - 第5号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
  - 第6号議案 下限面積(別段の面積)の設定について
- 7 その他連絡・報告事項
  1. 令和2年2月事業報告について
  2. 令和2年3月事業予定について
  3. その他
- 8 農業委員会事務局職員(1名)  
事務局長 菊地 和則

## 9 会議の概要

事務局

それでは定刻 1 分ほど早い始まりですが、ただいまより令和 2 年第 2 回美里町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

どうもありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第 5 条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく願います。

議長

それでは、これより令和 2 年第 2 回美里町農業委員会総会を開催いたします。

議長

本日の出席委員は 16 名全員であります。農業委員会に関する法律第 27 条第 3 項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の 3 番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第 15 条第 1 項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。15 番邊見勝寿委員、1 番小野保裕委員のお二人をお願いいたします。

議長

それでは、報告事項に入ります。

農家相談日について、2 月 5 日と 2 月 20 日に農家相談を行っておりますので、最初に 2 月 5 日の担当委員より報告願います。

小野保裕委員

2 月 5 日の農家相談日について、ご報告申し上げます。

2 月 5 日(水)、会長室におきまして、邊見職務代理者、我妻卓美委員と私小野の 3 名で対応いたしました。

相談は 1 件でございます。地区の さんという方がいらっしゃいました。お父さんである さん所有の山の神にある 30 アールの田んぼについて、これまで耕作していただいていた方が体調がよくないのでことは作付できないとの連絡があり、耕作してくれる方を探してほしいという相談でございました。対応といたしましては、農地等流動化申出書を提出

していただきました。地区農業委員等で対応することといたしました。

以上でございます。

議長

次に、2月20日の相談日についてお願いします。

後藤幸太郎委員

それでは、2月20日の農家相談についてご報告申し上げます。

2月20日(木)、会長室において、伊藤会長、大崎幸信委員、そして私、後藤の3名で対応いたしました。

相談件数は2件でありまして、1件目は 地区 の さんという方で、借入地である と隣接する宅地を貸人より買い取りの要望があったということの相談でございました。

土地の価格は、宅地は 万円、梨園は 万円ということで、高額であり、また地代の借地料の改定もなされたということで、宅地も含んでおりますので、我々以上に法律に詳しい方、弁護士さんと相談したほうがよいのではないかということの対応といたしました。

次に、2件目でございます。2件目は 地区の でございます。以前から懸案でありました 字 番の農地について、当初はを栽培していましたが、 で耕作するようになってからは水稲作付けをしておりました。下流側にある農地に盛り土をしたために上流側の隣接水田との田面に高低差が生じてしまい、用水を引くと漏水が発生してしまいうため、何とか高い分の土をとってくれないかということの要望も出ておりました。今回 としては新しい耕作者の方を見つけまして、きちんと料金も設定して、転作のときは地元の転作組合の方に豆の作付をお願いし、水稲作付のときは漏水に十分注意して作付するというお約束をいただきました。そしてもう一つの相談内容が、 として8町歩の田んぼを農地中間管理事業を活用して貸したいということの相談があり、これは農協を経由して年度初めに申請するよう助言しました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約について、報告事項3番、農地法第18条第6項の規定による通知について、4番、利用権設定の合意解約による通知についてを、一括で事務局より説明願います。

事務局 (報告事項2、報告事項3、報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ただいま事務局から報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で報告がありました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長 ないようですので、続きまして報告事項5番、形状変更届け出についてを、事務局より報告願います。

また、2月14日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

事務局 (報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございます。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

佐々木幸一郎委員 報告いたします。農地調査委員会は、今月の大友重善委員と、委員長である私、佐々木の2名が担当しまして、伊藤恵子会長、遠見会長職務代理人、事務局から菊地局長、佐藤主事の計6名により2月14日金曜日に現地調査を行いました。

ただいま説明がありました番号の6から14についてでございますけれども、現地は 地区の に位置しておりまして、 の作付を予定しており、特に問題が見当たらず許可相当と見てまいりました。

以上でございます。

議長 事務局から補足説明が入ります。

事務局 (形状変更届け出の盛土工事業者が、近い将来利用権設定をする予定であ

る に至った経緯の補足説明する)

議長 事務局の説明と農地調査委員会の説明が終了いたしました。不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長 ないようですので、続きまして、報告事項6番、非農地証明願についてを、事務局より報告願います。

また、2月14日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

事務局 (報告事項6について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

佐々木幸一郎委員 報告いたします。  
非農地証明願についての意見といたしまして、番号2について現地は  
地区の 位置しておりまして現在は の処理施設  
となっております。

平成16年4月14日に転用許可済みとなっていることから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。  
事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長 ないようですので、続きまして、議事に入ります。

議長 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。

事務局の説明が終了いたしましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。

第2号議案農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、28議案全て賛成です。原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見については4議案全て賛成ですので原案どおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構に書類を進達いたします。

議長

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、2月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに事務局より説明願います。



事務局 (第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 第4号議案について、事務局で補足説明があるとのことで、これを許可します。

事務局 (第4号議案について、議案書に記載した経緯を詳細に説明した。)

議長 ありがとうございます。  
引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

佐々木幸一郎委員 報告いたします。  
番号2につきまして再審議でございますけれども、現地は 地区の  
に位置しておりまして、転用目的は駐車場です。農地区分については50  
0メートル以内に教育施設が2つあることから、3種農地に該当いたします。  
特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。  
以上であります。

議長 ご苦労さまでした。  
事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入  
ります。質疑ありませんか。  
  
(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。  
第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定につい  
て、賛成の方の挙手を求めます。  
  
(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可  
申請の意見決定については、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知  
事に進達いたします。

議長 続きます。第5号議案、農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

また、2月14日に、農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より報告をお願いします。

事務局 (第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございます。

引き続き農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

佐々木幸一郎委員 報告いたします。

番号1につきましては、写真を見てわかるとおり、 地区の位置しまして、農地区分は第1種農地となります。当初計画では令和元年12月31日までの転用期間になっておりましたが、工期の延長に伴い転用期間を令和2年6月30日までに計画変更するところであり、そのほかについては計画変更ありませんので、許可相当と見てまいりました。

議長 ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。

第5号議案、農地転用事業計画変更承認申請について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。第5号議案、農地転用事業計画変更承認申請については原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長 続きまして、第6号議案、下限面積の設定についてを議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局 (第6号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 第6号議案について、事務局より補足説明がありますので、これを許可します。

事務局 (第6号議案について、農業経営のための下限面積である50アールとは別に、空き家に付随する農地については下限面積の特例があり、その経過について詳細に説明をする)

議長 事務局の説明が終了いたしましたので、審議をいたします。質疑ありませんか。ございませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。  
第6号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。第6号議案、下限面積(別段の面積)の設定については、農業経営を目的とする場合は従来どおり50アール要件を変更せず、空き家に付随する農地の権利取得を目的とする場合については、面積を1アール程度とすることを今後適用することといたします。

以上で議事を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第2回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和2年 月 日

会 長

署名委員 15 番

署名委員 1 番